**指定出資法人の役員報酬制度の経過等について**

**資料１**

|  |  |
| --- | --- |
| 平成11年4月 | ・府退職者の役員報酬について、法人の業務、役員の職責に応じた上限額を設定。　（A１区分の報酬月額は70万円、期末手当5.25月、年収ベースでは1,207万円）・府退職者である役員の退職手当を廃止 |
| 平成19年２月 | ・役員報酬基準の見直しを実施。　（平均年収 約1,000万円→約922万円、A1区分の年収は1,075万円） |
| 平成23年２月 | ・役員報酬制度を見直し、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。　（年収 1,050万円から576万円の範囲で設定（法人トップは1,050万円～750万円））・指定出資法人等の役員報酬の公表を「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」により義務付け。 |
| 平成26年２月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。　（年収 1,050万円から605万円の範囲で設定（法人トップは1,050万円～750万円）） |
| 平成26年８月 | ・大阪信用保証協会について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成28年11月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の再点検を実施。 |
| 平成29年８月 | ・堺泉北埠頭株式会社について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成29年10月 | ・（公財）大阪府国際交流財団について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成30年10月 | ・大阪府道路公社・大阪外環状鉄道株式会社について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |

「大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（平成28年11月）」《抜粋》

　（5）今後の役員報酬の見直しの検討について

　 当審議会で検討した役員報酬について、今後も、社会経済環境等の変化にも対応していくためには、

3年程度を目安として定期的に点検を行っていくことが必要である。

◆ **前回の役員報酬の点検から3年が経過することから、今回、大阪府指定出資法人評価等審議会に**

**おいて再点検を実施するもの。**

 **◆ 再点検の実施にあたり、点検・評価方法の確認とともに、以下の論点を中心に審議いただき、**

**考え方の整理を行う。【資料２】**

**〔主な論点〕**

**１．点検・評価方法について**

**２．報酬基準の水準の適否について**

**３．法人のトップとその他役員の格差について**

**４．公募により就任した役員の報酬のあり方について**

**５．報酬基準の適用時期について**